医療·福祉問題研究会会報

NO.145 2019.9.20

医療•福祉問題研究会 第136回例会

日 時: 2019年10月26日(土)午後3時から5時

テーマ: 『ベーシック・インカムと最低生活保障』

報告者: 村上慎司さん(金沢大学人間社会研究域経済学経営学系/

人間社会学域地域創造学類福祉マネジメントコース)

会 場: 松ヶ枝福祉館 3階 親子プレイルーム

今日の社会保障に関する機能不全、労働環境の変容、そして、人工知能に代表される情報科学技術の急速な進展などを背景として、ベーシック・インカムと呼ばれる無条件の所得保障の考え方が国内外における学術領域・市民活動・政党で注目され、一部の国々では部分的な導入実験が実施されています。

非常にシンプルに思えるベーシック・インカムですが、この理論的な背景には様々なものがあり、決して一枚岩の構想ではありません。分厚い所得再分配を要求する立場から市場を重視する議論まで多岐に渡ります。さらに、ベーシック・インカムの成立させる条件の幾つかを緩和させた構想を部分ベーシック・インカムと規定すれば、その広がりはより一層拡大します。

今回の報告の目的は、ベーシック・インカムに関する多彩なバリエーションを確認したうえで、ベーシック・インカムは最低生活保障機能――とりわけ現在日本の社会的文脈において――を果たしうるのかどうかを検討します。具体的には、ベーシック・インカムに関する規範概念の多様性、既存の日本の所得保障との比較、先進技術と雇用保障に対する可能性と限界、そして、現物給付との組み合わせ方などを中心的に論じます。

*今回はBasic Income Earth Network(BIEN) Japan との共催となります。

なお、同日の午後1時より同会場で運営委員会を開催しますので、ご都合のつく方はあわせて ご参加をお願いします。

2019 年度医療・福祉問題研究会 総会報告

河野 すみ子

8月 18 日(日)、松ヶ枝福祉館にて、2019 年度の総会を開催しました。村上慎司さんの司会のもとで、まず、大田健志さんが「2018 年度の活動報告と 2019 年度の活動計画(案)」について提案されました。ついで、広田敏夫さんから「2018 年度決算と 2019 年度予算(案)」、水上幸夫さんから会計監査報告、河野から「雑誌会計」の報告がおこなわれ、その後、質疑・討論しました。

2018 年度には、皆さんのご尽力により、30 周年記念として書籍『医療・福祉と人権・地域からの発信』を出版し、出版記念シンポジウムをおこないました。これからも、研究例会をおこない、その例会を会員が関連する人たちにお知らせし、会員を増やしながら、研究会の発展にむけて努力していこうと話し合われました。

総会終了後、記念企画として「こどもの口腔崩壊ー石川県保険医協会『学校歯科健診後調査』からみえるもの一」と題して、平田米里さん(平田歯科医院院長、石川県保険医協会副会長)、大田健志さん(石川県保険医協会事務局)に講演していただきました(講演会の概要は別稿)。



2019 年度医療・福祉問題研究会総会記念講演報告

『こどもの口腔崩壊〜石川県保険医協会「学校歯科健診後調査」からみえるもの〜』 加藤 賀代子

「口腔崩壊」などという四字熟語を聞くと、数ヶ月間放置している私のむし歯が疼きそうでしたが、「こども」に焦点が当たるとなるとそうも言っておられず、今年の医療福祉問題研究会総会は、後に控えている懇親会のためという不純な動機ではなく真剣な気持ちで参加しました。報告者は石川県保険医協会副会長の平田米里さん(歯科医師)と同協会事務局の大田健志さん。なかなかのコンビネーションで話も分かりやすく、このコンビで県内の学校を回ったらかなり問題は解決するのでは?と思ったりしました。

そのお話の中心というのは、昨年、石川県保険医協会で行われたこどもの口腔崩壊に関する調査(学校歯科検診後調査)結果と、各学校の養護教諭が回答した口腔崩壊の要因についてでした。

あっという間に時間が過ぎ、フロアからは歯磨きに関する基本的な質問や、フッ化物洗口の有効性など様々な質問や意見が飛び交いました。

私は、この調査結果を読み、気になる事がいくつかありました。1つは、養護教諭の自由回答欄に「親の意識が(低い)」という記述が多く見られたことです。親はこれぐらい(毎日の歯磨き、受診同行、医療費一部負担など)して当然だろうという圧がすご過ぎて読んでいて窒息しそうでした。私を含めた親を甘やかしてほしいなどとは言っていないのです。子どもの受診には「決心」がいるのだ!ということに共感した上で「受診指導」をしてほしい!子育て中は、日々のルーティーンワークだけで精一杯…。だから歯科受診のために仕事のやりくりをし、上

司には「歯科受診じゃあ通用しないかもな、熱が出たことにでもしようか?」などと早退の理由を考え、晩御飯はどうしようか…、ひとりを受診させると他のきょうだいのお迎え時間に間に合わず、保育園に謝罪の電話…、きょうだい一緒に連れて行ったら騒がしく周囲の方々に平謝り…。受診の時間を作る方法を考える時間を確保し、実行に移す決心。やっと受診ができたとしても歯科医師さんに我が子のヤバイ歯をまじまじと見られ、それを大きな画面に映され、

「あなたの日頃の管理が悪いせいでこうなりましたよ」と言わんばかりの顔を見せられても「今日から頑張ります!」と笑顔で答える決心、いろんな決心があっての歯科受診…。そんな大げさなとご批判を浴びそうですが、そういうことをクリアして中断せずにむし歯と向き合っていかないと「親の意識が(低い)」と言われてしまう…。

しかし、「意識が低い!」と思われていても正しい知識を教えてもらうことで変われることは たくさんあります。変われない場合はもっともっと深刻な要因があるのでしょう…。

もう1つ、気になったのは「医療券が発行されているのに(受診に行かないなんて!)」という 養護教諭のご意見です。医療券を申請する、発行される、医療券を医療機関で見せるというこ とは赤の他人(近くの歯科医院にはご近所さんが勤務している可能性大!)に何度となく、自 分の家庭環境をさらすことです。経済的に困っているということは出来れば知られたくないこ とです。医療費に心配がないというのは受診行動や経済的支援にはとても重要ですし有効です。 だからといってそれを使用する人の気持ちに寄り添わずして「指導」「説得」するのは…と思う のは甘いですかね。

報告というより、個人的感想文になってしまいましたが、将来、こどもの「口腔崩壊」とい う四字熟語が死語になればいいなと思います。

今回の報告とフロアディスカッションでは、この問題の解決策を探るための時間が全く足りなかったので、引き続き取り組みが必要だと感じました。なお、兵庫県保険医協会編著『ロから見える貧困 健康格差の解消をめざして』でも丁寧にまとめられており、自己責任で終わらせない解決策を見出していきたいと感じました。

本報告を作成後、歯科受診しました。ずっとほったらかしにしていて恥ずかしかったですが決心してよかったです。子どもも歯科検診に行きました。しかし…、学校歯科検診後の治療勧告書を持っていくのを忘れてしまった!

…ということで、受診継続をここに誓います!



特別例会報告

「旧優生保護法は終わっていない」

大田 健志

6月15日(土)、近江町交流プラザにて緊急特別例会「旧優生保護法は終わっていない」を 開催しました。旧優生保護法国賠訴訟・仙台原告の佐藤由美さん(仮名)の義姉である佐藤路 子さん(仮名)をゲストに、5月28日に下された仙台訴訟の判決や、「旧優生保護法に基づく 優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(以下、支給法)」の問題などにつ いて、ディスカッションを行いました。義姉妹として長年暮らしてきた思いや、裁判闘争を始 めるにあたっての家族との衝突・和解など、赤裸々に語って頂き、旺盛な質疑も行われました。

そして、仙台地裁判決について。旧優生保護法が憲法違反であることを認めたという点では 画期的と言えます。しかし、違憲であることは認めるが、国家賠償は認めない、という判決に は疑問が残ります。最高法規であるはずの憲法そのものが、そして"憲法違反"という事実が、 軽く扱われてしまっている恐ろしさが垣間見えます。

仙台地裁の判決、また支給法の内容は、旧優生保護法によって被害を受けた当事者、家族をまるで追い打ちを掛けるようなものであり、到底、真の意味で救済するようなものではありません。旧優生保護法をめぐる問題を過去のものとせず、これからも医療・福祉、教育関係者など、各分野で問いかけ続けていく必要があると感じる特別例会となりました。



会員レポート

「年金引き下げ違憲訴訟」第12回口頭弁論を聞いて

河野 すみ子

7月9日(火)、「年金引き下げ違憲訴訟」第12回口頭弁論が金沢地方裁判所で行われ、約70人が傍聴しました。

最初に、米田弁護士が山家悠紀夫(暮らしと経済研究室)さんの意見書、「日本の社会保障制度はまだまだ改善・拡充が必要である。その財源は確保できる」をもとに「準備書面 14」を要約陳述されました。日本の社会保障制度は、制度があってもその中身(給付の内容)が貧弱であり、たとえば、国民年金の支給額だけで老後の生活を賄えないという問題があります。こうした社会保障制度の改善・拡充は必要であり、その財源は、企業、家計、それぞれの金融資産の増加分で賄えると述べられました。その資金は税であれ社会保険料であれ、さまざまな社会保障給付(年金、生活保護費など)として、大半が民間に還流します。財政難を理由として社会保障給付を削るのではなく、社会保障給付費の増加が必要であり、その財源を確保することが政府に要請されています。そうすることが憲法 25 条に沿うことであり、そのことは十分に可能です、と指摘されました。

ついで、萩野弁護士が唐鎌直義(立命館大学特任教授)さんの意見書、「貧困高齢者の増大一高齢人口の急増下の公的年金抑制政策の矛盾ー」をもとに「準備書面 15」を要約陳述されまし

た。官庁統計を用いて「年金給付費」をみると、2000年から2014年の14年間に高齢者に対する公的年金の給付水準は相当に後退し、このことの意味は非常に大きいと指摘されました。貧困高齢者は急増し、単独高齢者世帯(男女を問わず)で貧困率が高くなっています。無職の高齢夫婦世帯の消費支出をみると、この14年間で消費支出が減少するなか、光熱・水道費、交通・通信費、保健医療費が増加し、被服・履物費、住居費(家屋の修繕補修費)、教養娯楽費、交際費が減り、家計は逼迫しています。このままマクロ経済スライドの厳格な適用が進められていくならば、無職の単身高齢者世帯の可処分所得は今まで以上のスピードで押し下げられます。こういう高齢期の貧困の政策的放置は、働くことの意味や生きることの意味それ自体も破壊していくのではないか、と述べられました。高齢者の貧困は「古くて新しい問題」であり、日本の社会保障制度の本質的な問題点(再分配機能の弱さ、つまり最低保障機能と格差是正機能の弱さ)を映しだしていますと指摘されました。

私は、裁判を傍聴したあと、「力およばず3名の会員が自死され、見送りました。・・・高齢者や一人暮らしの人の生きる希望を奪う現状」という記事(「生活と健康を守る新聞」2019年7月7日付)を読み、愕然としました。あらためて「若い人も高齢者も安心できる年金制度」を確立し、希望のもてる社会にしていくことが急務であると思いました。